

平成31（令和元）年度 八代市立第三中学校部活動基本方針

1 目的

本校部活動は、部員の趣味・特技を伸ばし、個性の伸長を図るとともに文化・スポーツの愛好と、精神面・技能面の向上をめざす。また、良い友人関係をつくり、心身の健全な発育を促すとともに、自主的・自律的に活動する態度を養う。

2 方針

本校部活動は、「はばたけ、八代っ子」に則り、学校教育活動の一環として位置づけ、その充実と振興を図るために全職員の指導によって行うものとする。

3 組織（役員）

《部活動長》 校長

《副部活動長》 教頭

《運営委員》 校長・教頭・主幹教諭・教務主任・部活動主任・生徒指導主事・保健主事・体育部

《各部部長》 各部代表1名

4 役員の仕事

(1) 部活動長・副部活動長は、全体の把握をするとともに、本校部活動が適正に実践されるよう指導・助言を行う。

(2) 運営委員会は必要に応じて開催し、諸問題について討議する。

(3) 各部部長は、本校部活動方針に基づき、生徒の発育・発達段階に応じた無理のない練習計画（対外試合、練習試合も含む）を立て、適正な部の運営に努める。また、部員の把握とともに、保護者や社会人指導者との連携を深め、「目的」を達成するために努める。

(4) 部費徴収等の必要に応じ（後援会と相談の上）、各部で会計を設ける。その任は、部長が一任する。

5 設置部

《体育部》 陸上競技・野球・サッカー・男子ソフトテニス・女子ソフトテニス・卓球部・柔道・剣道・
バドミントン・女子バレーボール・男子バスケットボール・女子バスケットボール

《文化部》 箏曲

計13部

6 部の新設並びに廃止

必要に応じて運営委員会を開き、協議の上部活動長が決定する。

(1) 部の新設については基本的に行わない。

(2) 中体連大会終了後に『正規のメンバーで1、2年生が2年連続チームを組めない』もしくは『2年連続個人しか出せない』場合は、募集停止について協議する。また陸上部については、リレーメンバーが男女別に組めなくなった場合とする。

7 社会人指導者

運営上どうしても必要な場合は、社会人指導者を委嘱することができる。但し、その場合は後援会等とも十分協議した上で、1名のみ認める。不適切な指導が見られた場合は、年度途中においても委嘱を取り消すことができる。

社会人指導者の委嘱は、原則として1年とする。但し、再任は妨げない。

8 活動時間

(1) 平日の活動時間は長くとも2時間程度、休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、下の表の通りとする。

月	開始時刻	終了時刻	下校時刻
3, 4, 8, 9月	16:30	18:30	18:45
5~7月	16:30	18:45	19:00
11~1月	16:30	18:00	18:15
10, 2月	16:30	18:15	18:30

※ 下校完了まで、準備・片付けを含めて2時間30分を目安とする。(5~7月の場合)

(2) 休日の練習開始時間は、午前8時からとする。

(3) 活動は、生徒の健康管理等を考慮した上で計画し、原則として週5日以内とする。

※ 休養日は、平日1日以上、週末(土曜日または日曜日)1日以上とする。

(第1日曜日は完全休養日)

(4) 行事・日程変更等の場合は上記の限りではない。

(5) 定期考査前(中間・期末テスト)は、3日前から練習停止とする。

※ 考査期間中または前後に対外試合がある場合は、生徒の状態・保護者の意見等を考慮の上、1時間程度の練習を認める場合もある。

9 活動場所

通常の練習は、原則として本校施設とする。

10 対外試合への参加

(1) 練習試合(練習会)

① 練習試合(練習会)の範囲については、原則として県内とする。

② 練習試合(練習会)は、生徒の発育発達からみて月3回以内とする。

③ 各部部长は無理のない参加計画を立案し、必ず事前に参加計画を校長に提出し、承認を得る。(主幹教諭・教頭・養護教諭にも計画表を提出する。)

(2) 運動競技会

① 生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。

② 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合については、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。

③ このほかの大会参加については生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、下記の表を参考に各部活動が参加する大会を精査する。

中学校体育連盟主催大会(年1回)及び 共催大会(年2回)以外の大会出場参加目安	年間 10大会以内
--	--------------

④ 各部部长は無理のない参加計画を立案し、必ず事前に参加計画を校長に提出し、承認を得る。(主幹教諭・教頭・養護教諭にも計画表を提出する。)

11 事故等の発生について

事故防止には十分注意するとともに、万一事故発生の場合は、学校並びに保護者へ連絡し、速やかに対処すること。

12 転・退部について

正当な理由がある場合は協議の上判断する。

13 その他

(1) 午前中日課日(給食なし)の昼食について

・ 下校して自宅で昼食をとり、午後の活動に参加する。

・ 弁当持参については顧問の判断に任せる。

ジュース類は不可とする。(お茶・牛乳は、可とする)

各部の顧問が指定した場所で弁当を食べる。(教室は不可)